

基本構想

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

総合計画は、市町村が総合的かつ計画的で効率的な行財政運営を図るため、まちづくりの目標である将来像を掲げ、これを実現するための諸施策を明らかにするものです。本市においては、これまで四次にわたる総合計画を策定し、その計画に基づき各種施策・事業を推進してきました。

平成23年(2011年)に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、総合計画の基本部分となる基本構想的な法的な策定義務がなくなりましたが、本市では、大阪狭山市自治基本条例第22条第1項において、「市長は、市政運営の指針となる総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政運営を行うものとする。」と規定しています。また、同条第2項において、「市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、あらかじめその計画に関する情報を市民に提供し、広く市民が参画できるよう努めるものとする。」と規定するなど、市民参画の重要性を明示しています。市民参画について本市の総合計画を振り返ると、第三次総合計画では人づくりをテーマに、第四次総合計画では人を活かしてまちづくりを実践することをテーマに施策・事業を展開してきました。

この間、本市を取り巻く環境は、社会経済情勢の変動、地方自治に関連する法制度の改定など、大きく変化しています。少子高齢化・人口減少社会の到来をはじめ、大規模自然災害の発生による安全・安心な暮らしに対する意識の高まり、環境負荷のない暮らしへの転換など、持続可能なまちづくりを進めるにあたって、さまざまな課題があります。本市を取り巻く環境の変化に的確かつ柔軟に対応したまちづくりを進めていくために、大阪狭山市自治基本条例の趣旨に則り、第五次大阪狭山市総合計画を策定するものです。



2 計画の役割と構成

(1) 計画の役割と位置づけ

総合計画は、本市自治基本条例に基づき策定します。長期的な展望に立ち、本市の将来像の実現に向けた取組みを市民や事業者、行政が協働して進めるための指針とします。

■総合計画策定の経緯と市民参画のテーマ



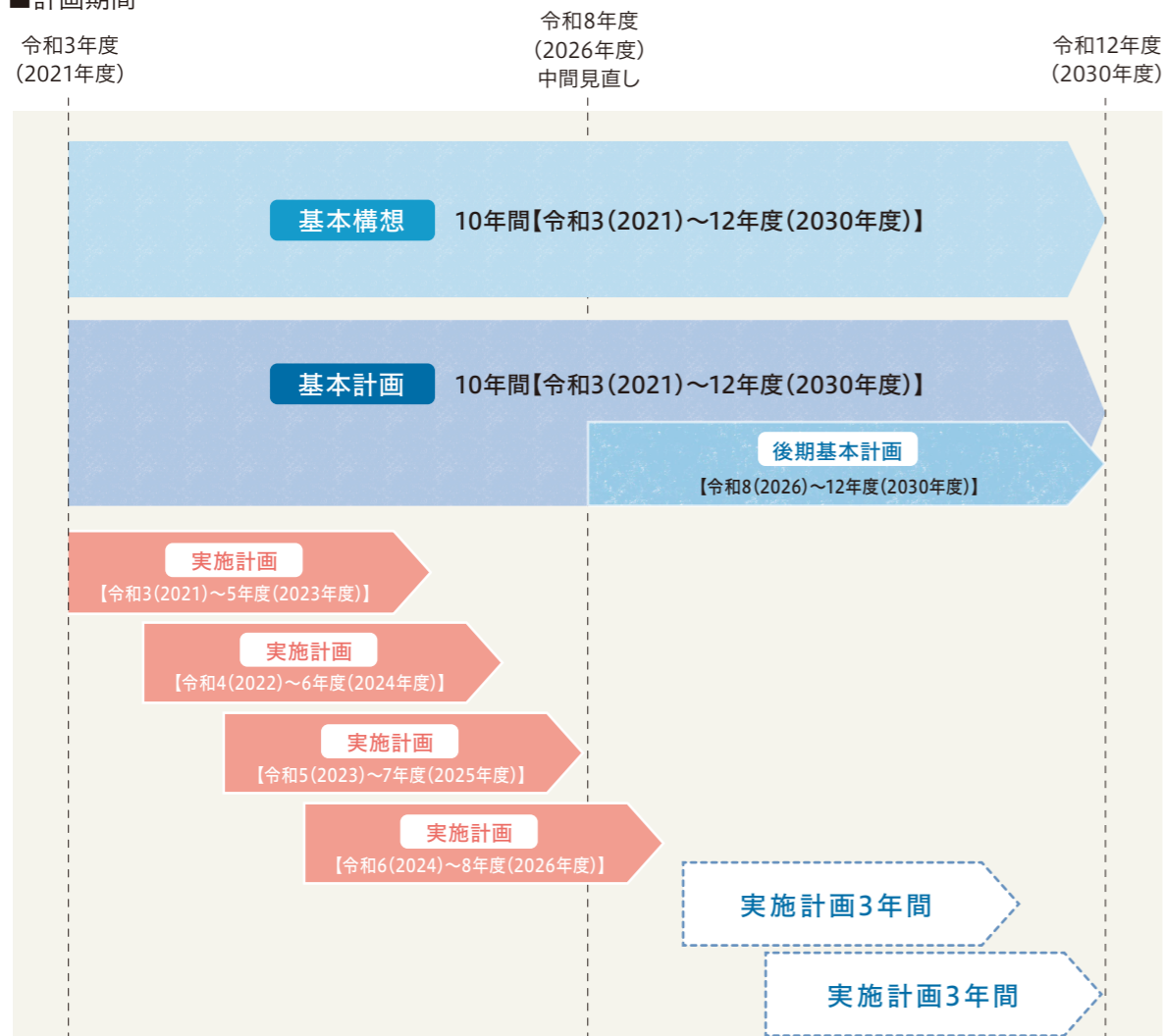
(2) 計画期間

令和3年度(2021年度)を初年度とし、令和12年度(2030年度)を目標年度とする10か年計画とします。

(3) 計画の構成

基本構想	基本構想は、本市の長期的なまちづくりの基本方向を示すもので、まちづくりの基本理念や市の将来像のほか、その実現に向けた施策の大綱を示します。
基本計画	基本計画は、基本構想に示す市の将来像を実現するための施策を体系的に示し、その取組内容を記載します。
実施計画	<p>実施計画は、基本計画において定めた施策の優先度や財源との整合を勘案し、具体的で、実効性のある計画として定めるもので、毎年度の予算編成及び事業実施の指針となるものです。</p> <p>なお、実施計画の期間は、概ね3年とし、ローリング方式で毎年度見直しを行うため、別途策定するものとします。</p>

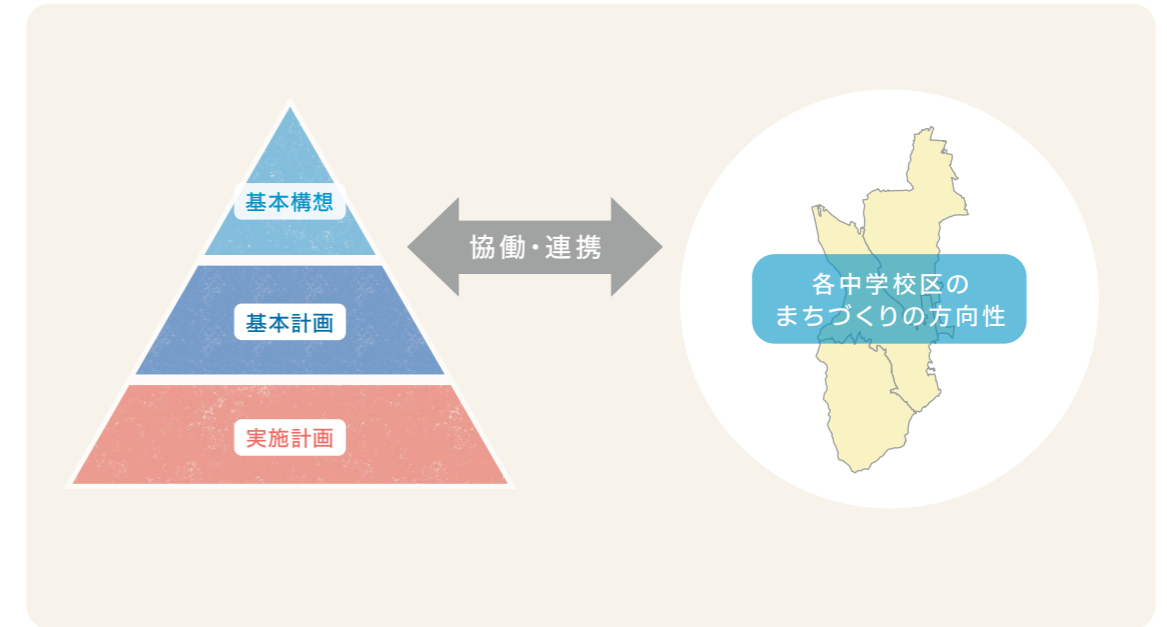
■ 計画期間



3 各中学校区のまちづくりの方向性

市の施策全般をその体系に沿って取りまとめた従来の「体系別計画」の策定にあわせ、より地域の実情に沿ったまちづくりを進めるため、新たに「各中学校区のまちづくりの方向性」を示します。

■ 体系別計画の構成と各中学校区のまちづくりの方向性のイメージ



各中学校区のまちづくりの方向性は、第五次総合計画によるまちづくりを進める中で、市民、事業者、行政、地域で活動している自治会等やまちづくり円卓会議[※]などの多様な地域主体が連携・協働し、各中学校区における個性のある魅力的なまちづくりへの指針(道しるべ)です。

各中学校区の将来のあるべき姿の実現のため、自治会等をはじめ、校区内で活動する団体や市民と行政が協働しながら、この指針(道しるべ)を参考に、まちづくり円卓会議による地域ビジョン[※]の策定をめざします。

「※印」を付けている用語は、121ページ以降で解説を掲載しています。

第2章 計画策定の背景及び地域特性

1 本市を取り巻く情勢

(1)人口減少社会と地方創生への対応

わが国の人口は、平成20年(2008年)の1億2,808万人をピークに減少に転じ、令和2年(2020年)時点では1億2,615万人と、ピーク時から比較すると193万人(約1.5%)減少しました。令和6年(2024年)の国全体の合計特殊出生率は1.15で過去最低を更新し、平成28年(2016年)から9年連続で低下する一方で、死亡数は増加傾向にあります。また、令和7年(2025年)には、「団塊の世代」のすべてが75歳以上の後期高齢者になるなど、さらなる人口減少や少子高齢化の進行により、このまま推移すれば、医療や社会保障、介護、地域コミュニティへの一層の影響が懸念されます。

国は、令和5年(2023年)にこども基本法を施行し、こども家庭庁を軸に、少子化対策やこどもの貧困対策、児童虐待対策等のこども政策を進め、「すべてのこどもが、家庭など置かれている環境にかかわらず等しく健やかに成長でき、こどもの権利が守られ、幸福な生活を送れる社会を実現するために、こども施策を総合的に進めること」をめざしています。

地方創生に係る動きとして、国は、令和3年(2021年)に、東京一極集中の是正と地方創生・人口減少克服に向け、「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」という政策を打ち出しました。その後、令和6年(2024年)には、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、「新しい地方経済・生活環境創生本部」を設置し、新たに「地方創生2.0」を起動して、「令和の日本列島改造」を力強く推進することとしました。さらに、令和7年(2025年)には、「地方創生2.0基本構想」を閣議決定し、「強い経済と豊かな生活環境をさらに発展させ、その基盤の上に、地域や人々の多様性が、国民の多様な幸せ、「新しい日本・楽しい日本」を創り出していく」こととしています。

(2)社会経済情勢の変化

わが国の経済は、新型コロナウイルス感染症^{*}の感染拡大の影響により、令和2年(2020年)を底として大幅に落ち込んだ後、徐々に社会経済活動の正常化が進みました。しかしながら、コロナ禍からの経済回復等に伴う世界的な需要の拡大や、ロシアによるウクライナ侵攻等を背景に、国際的な資源価格や物流コストの上昇、供給力不足による世界的な物価上昇が生じています。わが国においても令和6年(2024年)の消費者物価上昇率は2.5%で、令和4年(2022年)以降、3年連続の2%超えとなり、企業活動だけでなく家計にも大きな影響を及ぼしています。一方で、令和7年(2025年)の春闘における平均の賃上げ率は5.25%と2年連続で5%を超え、賃上げに向けた動きもみられています。

訪日外国人旅行者数は、令和4年(2022年)10月に政府の新型コロナウイルス感染症に関する水際対策が緩和されて以降、大幅に増加しました。令和6年(2024年)には3,600万人に達するとともに、訪日外国人消費額は8兆円を超え過去最高となり、インバウンドの経済効果は順調に回復しています。

また、国は、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標(SDGs^{*}: Sustainable Development Goals)」の実施指針を平成28年(2016年)に決定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす。」というビジョンのもと、17の目標と169のターゲットにより、国内実施と国際協力の両面で国際社会をリードしていくとしています。

(3)安全・安心がより重視される時代

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の後、国は「国土強靱化」を掲げ、国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつ国土、経済社会システムづくりを進めてきました。しかし、平成28年(2016年)の熊本地震、平成30年(2018年)の大阪北部地震、令和6年(2024年)の能登半島地震などの発生や、東海・東南海・南海地震等、南海トラフにおける巨大地震発生の切迫性の高まりなどから、大規模地震に対する関心は一層高まっています。

気象においても、近年の気候変動に伴い、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化し、平成30年(2018年)の台風や豪雨の被害、令和3年(2021年)の伊豆山土砂災害など全国各地で甚大な被害が発生しています。

また、自然現象における脅威に加え、近年では、手口が巧妙化する特殊詐欺やサイバー犯罪の被害拡大など、市民生活を脅かす不安が広がっているほか、高齢ドライバーによる交通事故や自転車運転による人身事故なども多く発生しています。

このため、地域コミュニティの主体的な活動を含め、ソフト・ハードを組み合わせた安全・安心なまちづくりの重要性がますます高まっています。

さらに、世界規模で拡大した新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種や感染防止対策の徹底等により、令和5年(2023年)5月に感染症法上の5類に移行しましたが、重症化リスクを伴う感染症であることに変わりはなく、引き続き基本的な感染予防対策が必要です。今後も、新型コロナウイルスをはじめとする新たな感染症による脅威に備え、市民の安全・安心な生活を守る体制の整備が求められます。

(4) 情報化の進展と生活の変化

ICT^{*}（情報通信技術：Information and Communication Technology）の普及・発展により、地球規模での交流が拡大し、リアルタイムの情報共有が進んでいます。これにより、利便性の向上やライフスタイルの多様化が促進されるとともに、社会を大きく動かす力となっています。今後は、AI^{*}（人工知能：Artificial Intelligence）や、情報家電からさまざまなセンサーまであらゆるものがインターネットにつながるIoT^{*}（Internet of Things）の技術がさらに高度化し、移動体通信において5G^{*}（次世代無線通信規格）が普及し、データ通信の高速化・大容量化が進むなど情報インフラの革新により、それらが新たな社会インフラとして市民生活に一層浸透し、経済や社会、暮らしの基盤となっていくと考えられます。しかし、一方で、デジタルデバイド^{*}の発生、運用コストの増加、人間関係の希薄化、インターネットによる犯罪の増加などの課題も顕在化しています。

また、新型コロナウイルス感染症^{*}の感染拡大防止の観点から、外出行動の抑制や3密（密閉・密集・密接）を避けた行動が奨励されたことで、市民生活においては、オンラインショッピングや電子マネー等の利用拡大、企業等では、テレワーク^{*}やオンライン会議等の促進など、デジタル技術の活用が急速に加速しました。

(5) ライフスタイルや価値観の多様化

単身世帯や高齢者世帯、共働き世帯の増加など、家族の状況や社会環境の変化により、ライフスタイルが多様化するとともに、価値観や市民ニーズも多種多様になっています。共働き世帯数の推移をみると、全国では平成4年（1992年）に共働き世帯が専業主婦世帯を上回り、その差は拡大傾向にあります。個人の意識についても、「仕事」と、育児や介護、趣味や学習、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる「ワーク・ライフ・バランス^{*}」の考え方が定着しつつあります。

また、個人の価値観としては、物質的な豊かさだけでなく心の豊かさが重要な価値基準となりつつあり、身体的・精神的・社会的にも満たされた状態を示すウェルビーイング（Well-being）^{*}の概念が広がっています。

若者から高齢者まで、すべての国民に活躍の場があり、すべての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要となっています。

(6) 人と人とのつながりを大切に作る社会

核家族や単身者等向け生活サービスの浸透や近隣コミュニケーションの減少、プライバシー保護の厳格化などさまざまな要因が重なり合い、「無縁社会」と言われる人と人との関係の希薄化が深刻化しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会的な孤立・孤独の問題を一層顕在化させました。地域コミュニティにおいて重要な役割を担う自治会等の地縁組織も、加入率の低下や役員の高齢化・固定化、新たな担い手不足といった課題を抱えており、環境美化や防犯活動、災害時の支援活動など、市民同士が支えあう地域社会の構築が求められています。

このため、多様な意見や考え方を尊重するだけでなく、人と人とのつながりを大切に作る温もりのあるコミュニティの創造が求められています。

2 本市の現状と特性

(1) 自然及び歴史の特性

① 位置

本市は、大阪平野の東南部に位置し、東は富田林市、西及び北は堺市、南は河内長野市に接しています。市域の広がり、東西最大幅2.4km、南北7.0km、面積11.92km²です。

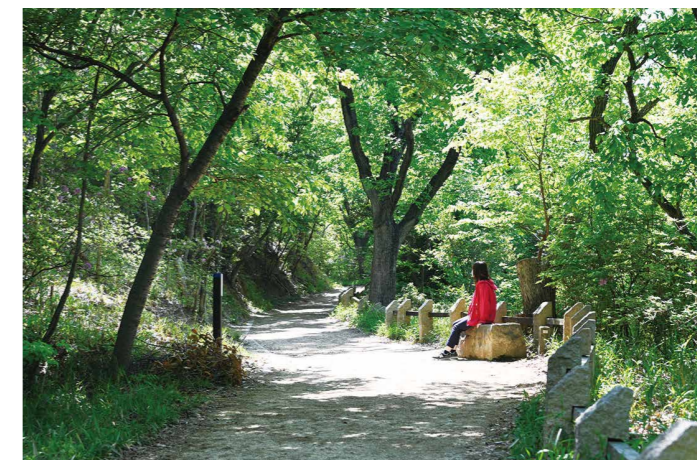
また、大阪市中心部から直線距離で20km圏に位置し、市内を縦貫している南海電気鉄道高野線の3つの駅があり、大阪市中心部とは約25分で結ばれています。

② 地 勢

「狭山」という地名は、東の羽曳野丘陵と西の陶器山山系にはさまれた地として、こう名付けられたといわれています。地勢は大別すると北東部の平地部と南西部の丘陵部に二分され、南から北へなだらかに傾斜した地形で、平地部は東の羽曳野丘陵、北の大阪平野へ、丘陵部は南西の泉北丘陵へと連なっています。

また、ほぼ市の中央部に位置する狭山池には、南から西除川（天野川）と三津屋川が流入し、狭山池からは西除川、東除川が北流し大和川に注いでいます。市内には、狭山池をはじめ、ため池が約120箇所所在しており、これらの周囲には良好な水辺環境や、まとまりのある農地などが形成されています。

さらに、都市における農地や河川、ため池などのみどりは農産物供給機能、防災機能、良好な景観形成機能など、多様な機能を有しています。



③歴史的特性

明治2年(1869年)、狭山藩が廃止され、本市域は堺県に編入されました。明治14年(1881年)の堺県廃止で大阪府に編入されました。明治22年(1889年)、市制・町村制施行により、狭山村と三都村となり、昭和6年(1931年)6月、狭山村と三都村が合併して狭山村になり、昭和26年(1951年)4月1日、町制の施行により狭山町となりました。

昭和30年代以降の大阪都市圏への急激な人口集中に伴って、本市も狭山ニュータウンをはじめ大小の住宅開発が進み、それまでの農村集落から大都市近郊の住宅都市へと大きく変貌しました。昭和60年(1985年)には人口が5万人を超え、昭和62年(1987年)10月1日に市制を施行、全国で654番目(特別区を除く)、大阪府内で32番目の市として大阪狭山市が誕生しました。

市制施行以後、文化会館の建設をはじめ、市民ふれあいの里、市民総合グラウンドなどのスポーツ・レクリエーション施設の充実を図り、幹線道路沿道を中心とした商業施設などの立地が進みました。

平成12年(2000年)には、長い間多くの人々に愛されてきた「さやま遊園」が閉園しました。

平成13年(2001年)には、市民の心のよりどころである狭山池が、平成の大改修(昭和63年(1988年)12月着工、平成13年(2001年)3月完了)として大阪府の事業により治水ダムという新しい機能を付加されて生まれ変わり、あわせて公園や博物館の建設が進められ、狭山池周辺が市民の憩いの場として整備されました。

平成14年(2002年)には、狭山池の改修工事の完成を機に、市民が主体となった狭山池まつりがはじまりました。

平成19年(2007年)に、市制施行20周年を迎えました。

同じ年には、市民活動支援センター[※]によるまちづくり大学が開講し、平成21年(2009年)から平成22年(2010年)にかけて、大阪狭山市自治基本条例の制定や南中学校区、第三中学校区、狭山中学校区でまちづくり円卓会議[※]が設立されるなど、市民と行政の協働によるまちづくりが着実に進展してきました。

平成29年(2017年)に、市制施行30周年を迎えました。



(2)社会的特性

①人口・世帯

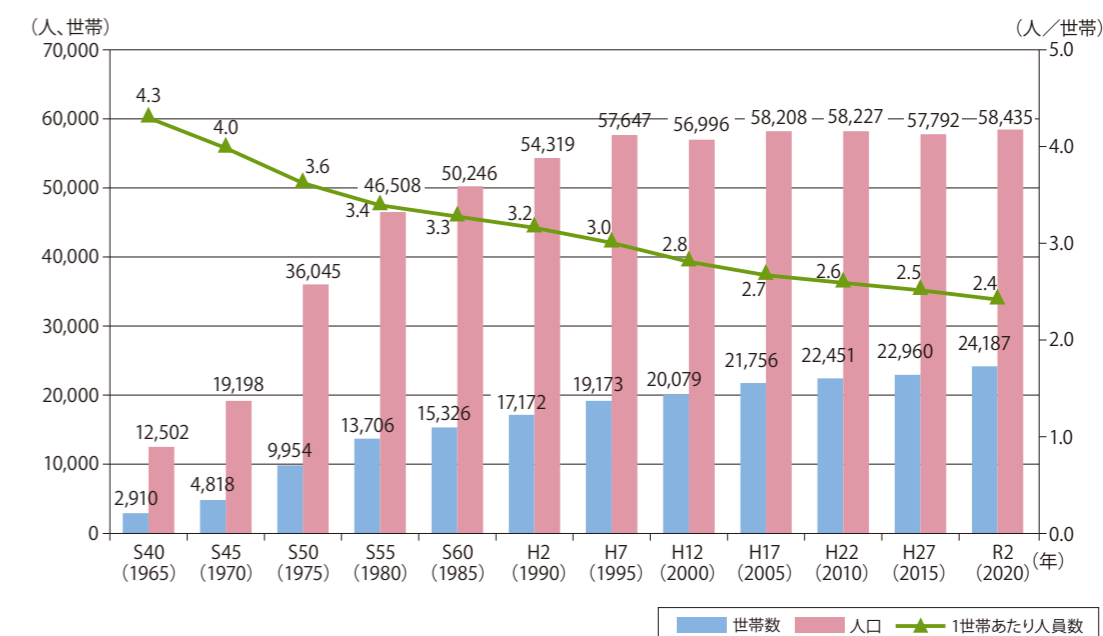
本市の人口は、昭和26年(1951年)4月1日の町制施行時9,000人あまりで、昭和40年(1965年)頃まではほぼ横ばいで推移しました。

高度経済成長のはじまりとともに、人口は増加しはじめ、昭和42年(1967年)から南西部の丘陵地帯において狭山ニュータウンの大規模な開発が行われ、入居が開始された昭和44年(1969年)6月以降は急激に増加しました。特に、昭和45年(1970年)から昭和50年(1975年)の5年間には187.8%と大阪府内随一の人口増加率を呈しました。

狭山ニュータウンへの入居がほぼ完了したとみられる昭和55年(1980年)以降も、以前よりは増加のペースが落ちたものの、ほぼ直線的に増加を続けてきました。その後も、さやま遊園跡地や、狭山駅に隣接した工場跡地等が住宅地として開発されたほか、東池尻や今熊、茱萸木地区など、比較的農地が多く残っていた地区においても、農地が宅地に転用され、住宅開発が進むなど、周辺都市の人口が減少する中、令和元年(2019年)8月末の人口が58,769人(住民基本台帳人口:住民票に記載されている人の数)と過去最高となりましたが、近年では微減の傾向を示しています。

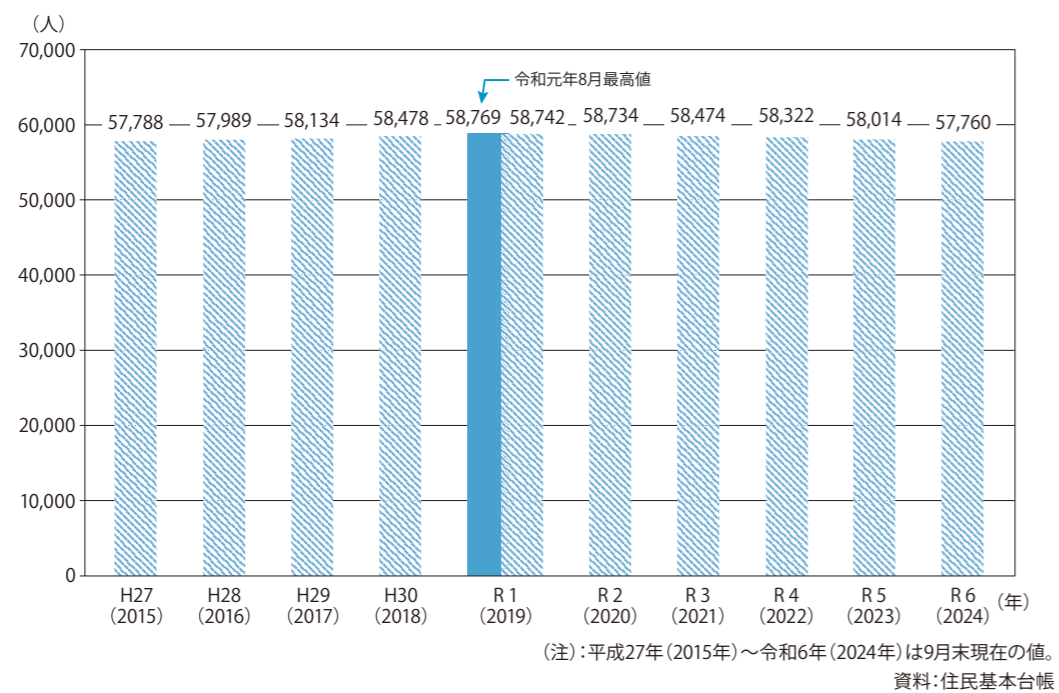
また、世帯数については、これまでも増加しているものの、増加率は鈍化しています。1世帯あたり人員は減少傾向にあり、世帯の小規模化、特に世帯人員が1人の世帯(単独世帯)が増加しています。

■国勢調査に基づく世帯数、人口、1世帯あたり人員の推移



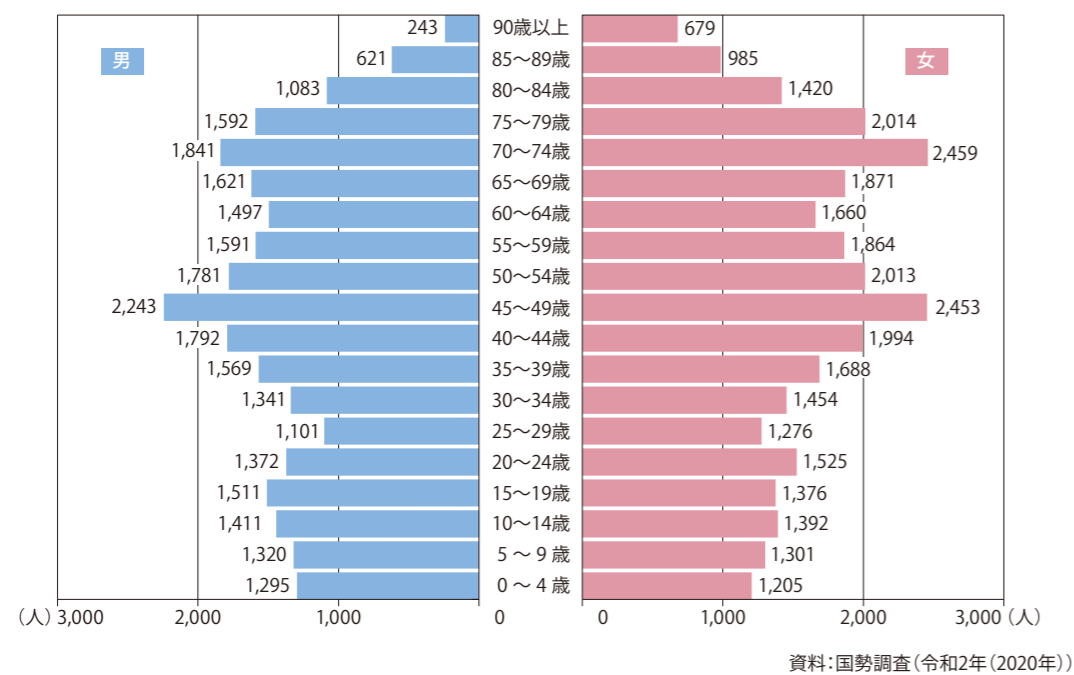
資料：大阪府統計年鑑(S40年(1965年)～S50年(1975年))、国勢調査(S55年(1980年)～)

■住民基本台帳に基づく人口の推移



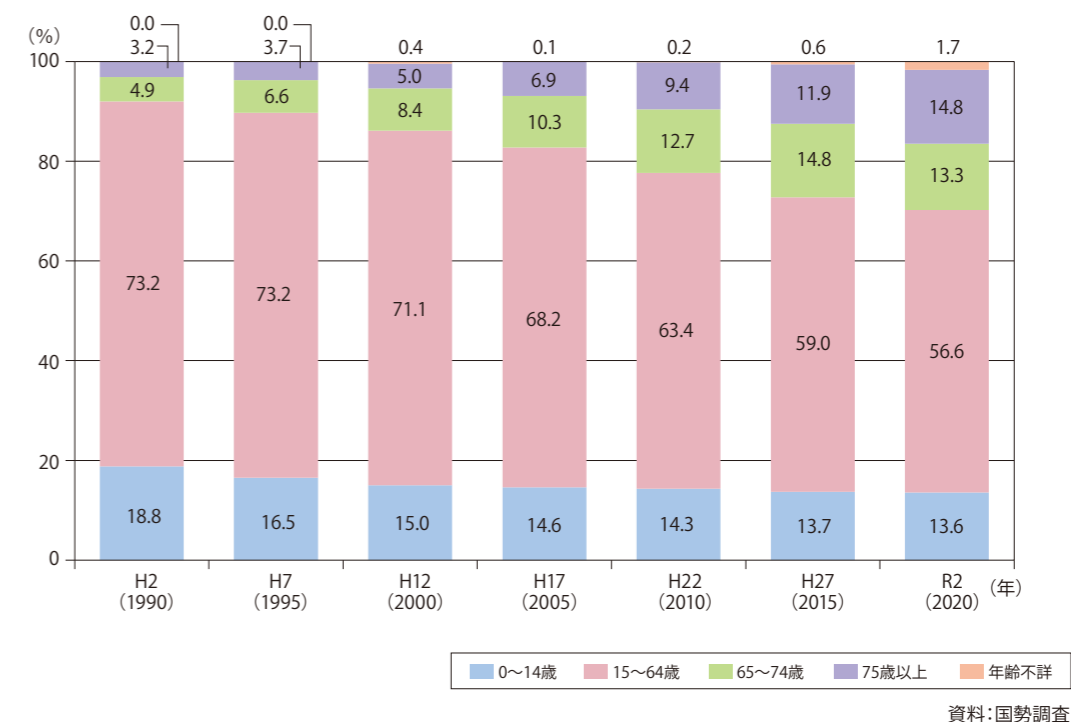
令和2年(2020年)の年齢階層別人口をみると、団塊の世代(70～74歳)、団塊ジュニア世代(45～49歳)が他の年代に比べて多く、令和7年(2025年)には、団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者になっています。

■年齢階層別人口



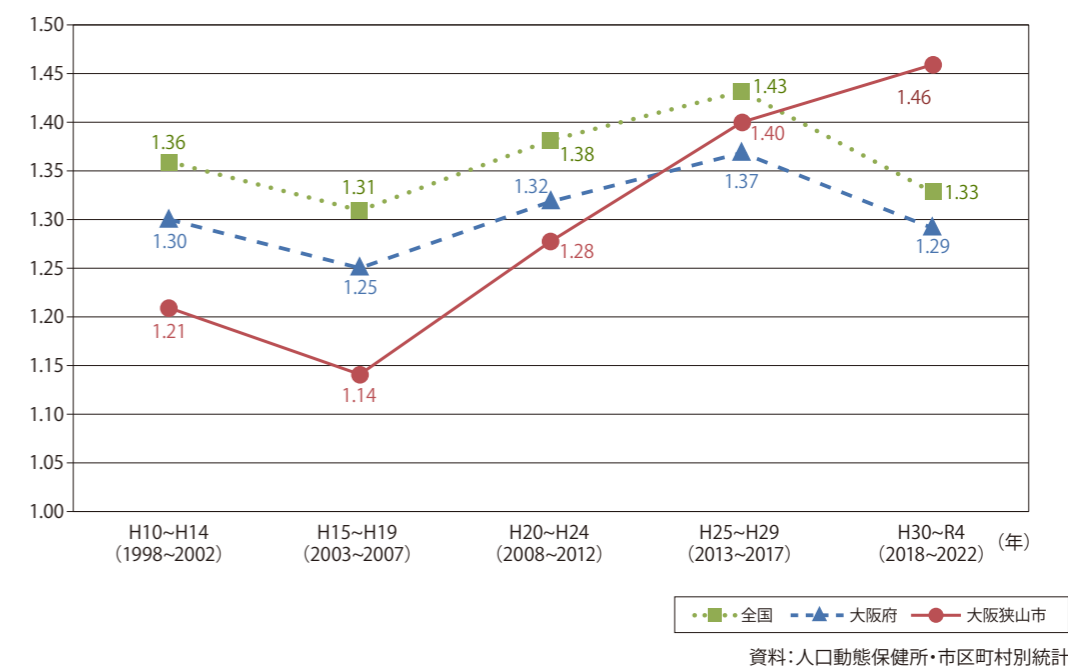
総人口に占める65歳以上の老年人口率は、平成27年(2015年)には26.7%であったものが、令和2年(2020年)には28.1%となっており、高齢化が進んでいます。

■年齢4階層別人口割合の推移



合計特殊出生率は、人口を維持していくために必要な2.07に対し1.46と下回っていますが、上昇傾向にあります。

■合計特殊出生率の推移

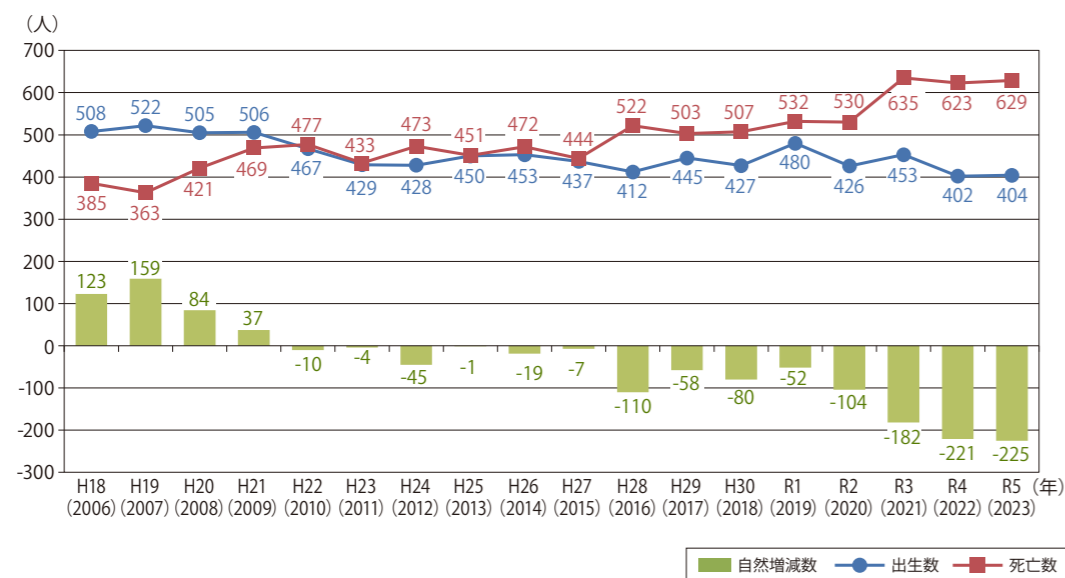


②人口動態

人口動態についてみると、平成21年(2009年)までは、出生数が死亡数を上回る自然増が続いていましたが、平成22年(2010年)以降、自然減が続いています。

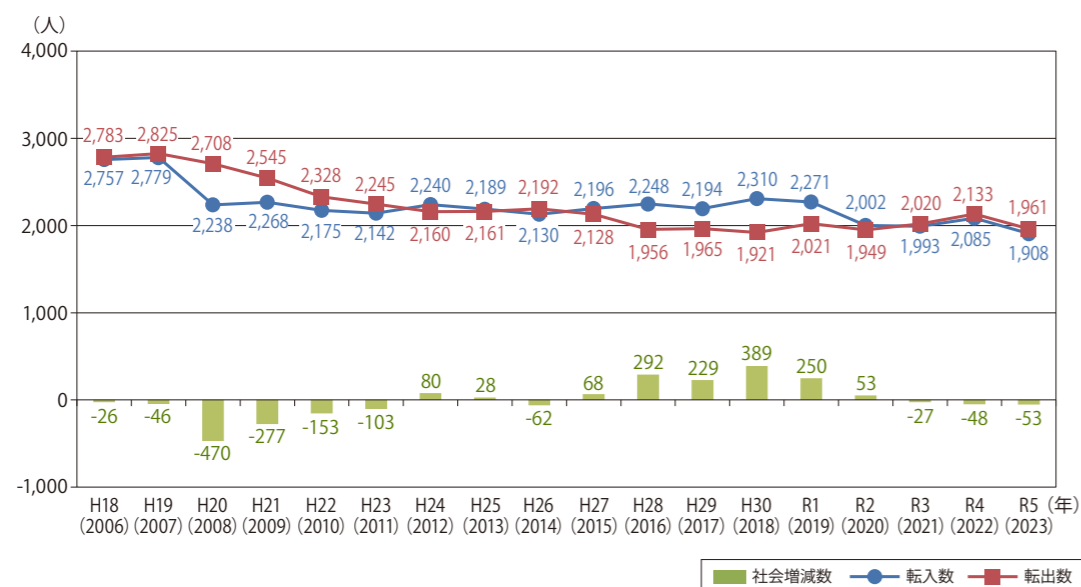
社会動態についてみると、転入数、転出数は減少しつつ、社会増、社会減を繰り返しており、平成27年(2015年)から令和元年(2019年)までは社会増を維持し、令和2年(2020年)以降はほぼ均衡を維持しています。

■自然動態の推移



資料：総務省「市区町村のすがた」、人口動態調査

■社会動態の推移

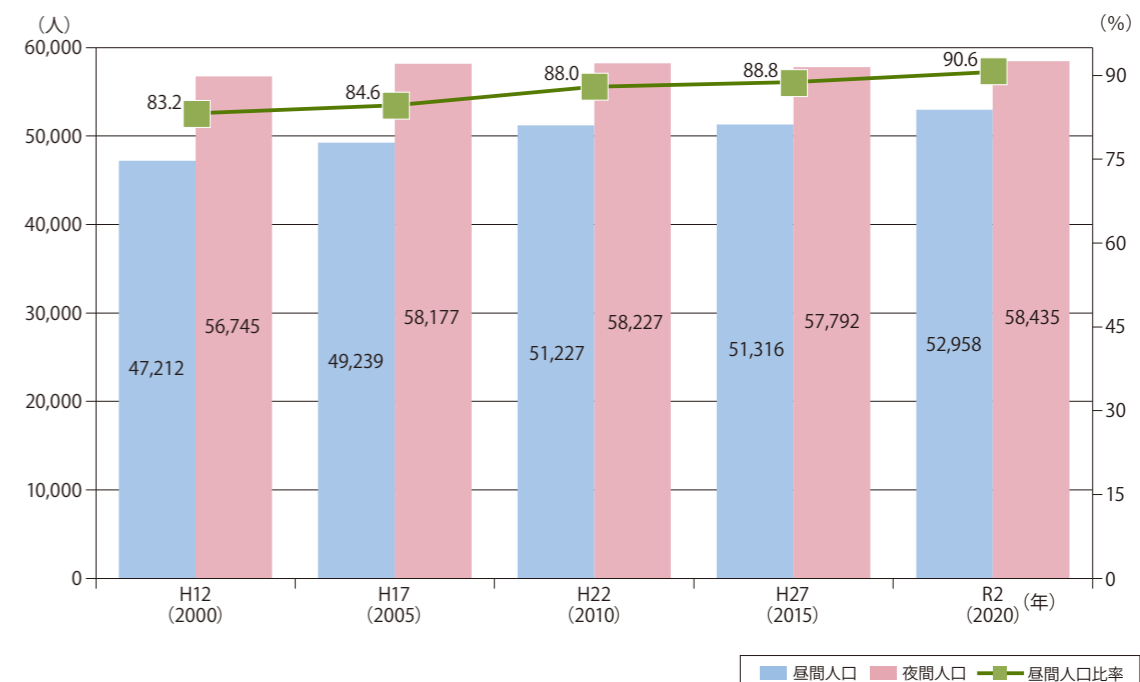


資料：総務省「市区町村のすがた」、住民基本台帳人口移動報告

③昼夜間人口

令和2年(2020年)の通勤・通学による流動人口をみると、夜間人口58,435人に対して昼間人口は52,958人で、昼間人口比率は90.6%となっています。

■大阪狭山市の昼夜間人口



資料：国勢調査

④産業構造

令和3年(2021年)の経済センサス活動調査によると、本市の主要産業は、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉、製造業であり、この4部門で市内の全事業所数の54.2%、全従業者数の71.1%を占めています。

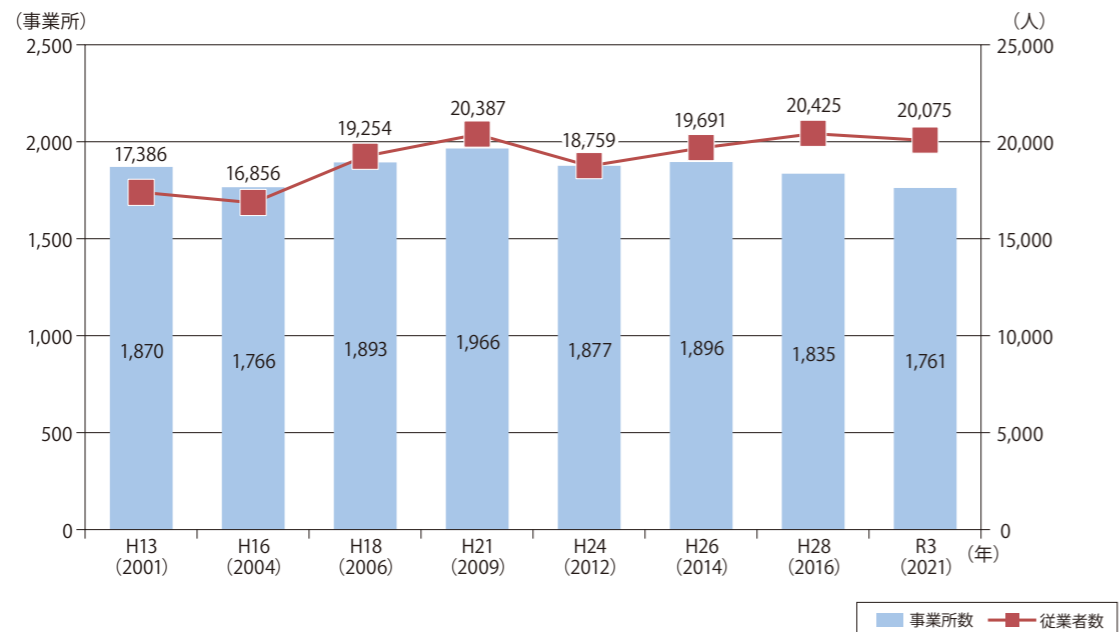
また、前回の経済センサス活動調査(平成28年(2016年))に比べて、事業所数、従業者数は減少しています。

■産業大分類別事業所数・従業者数(令和3年(2021年))

	事業所数		従業者数	
	実数(事業所)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)
全産業	1,761	100.0	20,075	100.0
農林漁業	4	0.2	89	0.4
鉱業、採石業、砂利採取業	-	0.0	-	0.0
建設業	138	7.8	697	3.5
製造業	117	6.6	2,095	10.4
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.2	47	0.2
情報通信業	6	0.3	20	0.1
運輸業、郵便業	22	1.2	373	1.9
卸売業、小売業	386	21.9	3,366	16.8
金融業、保険業	15	0.9	236	1.2
不動産業、物品賃貸業	181	10.3	553	2.8
学術研究、専門・技術サービス業	59	3.4	204	1.0
宿泊業、飲食サービス業	191	10.8	1,814	9.0
生活関連サービス業、娯楽業	183	10.4	809	4.0
教育、学習支援業	97	5.5	1,751	8.7
医療、福祉	263	14.9	7,015	34.9
複合サービス事業	8	0.5	162	0.8
サービス業(他に分類されないもの)	88	5.0	844	4.2

(注)：網掛けはそれぞれ上位3位の産業区分
資料：経済センサス活動調査

■事業所数(民間)・従業者数

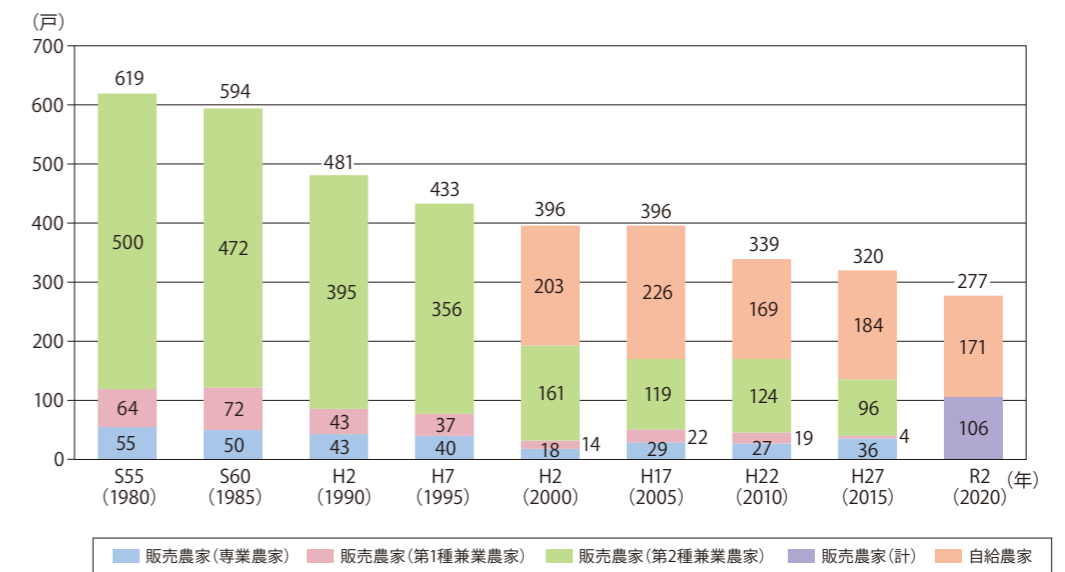


(注)：平成13年(2001年)～平成18年(2006年)は事業所・企業統計調査、平成21年(2009年)と平成26年(2014年)は経済センサス基礎調査、平成24年(2012年)と平成28年(2016年)、令和3年(2021年)は経済センサス活動調査
資料：事業所・企業統計調査、経済センサス基礎調査、経済センサス活動調査

農業については、農家数は減少しており、農家の種類別の内訳では、令和2年(2020年)の自給農家が171戸、販売農家が106戸で、全農家数277戸の約6割が自給農家となっています。

また、経営耕地面積は減少を続けており、令和2年(2020年)は59haで平成12年(2000年)から6割減少しています。

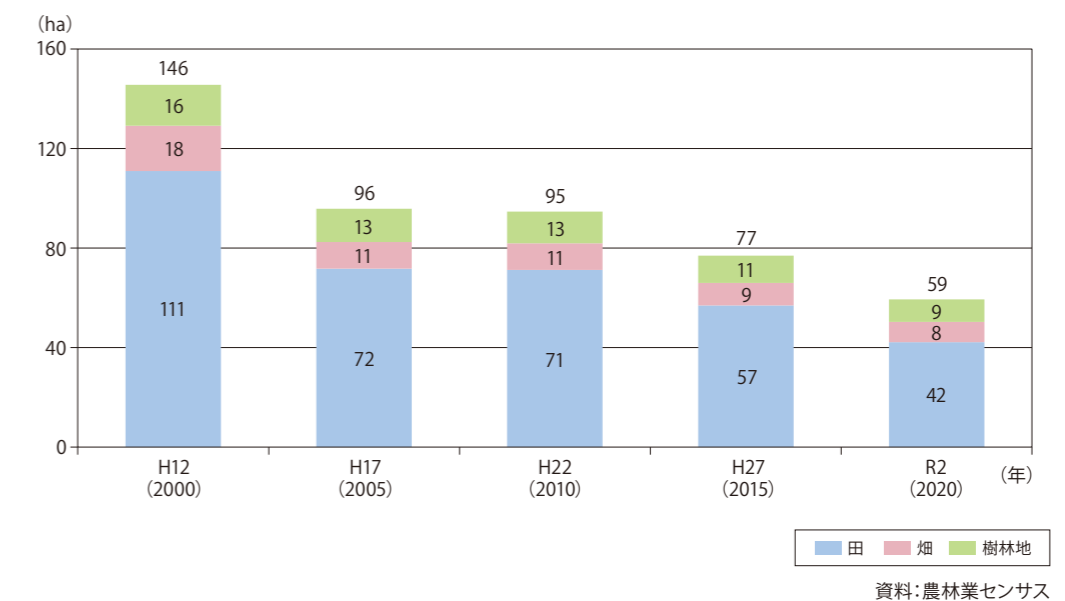
■農家数の状況



(注1)：平成12年(2000年)以降の販売農家については、経営耕地面積30a以上で、農産物販売が50万円以上の販売農家に限っているため、ここではそれ以外の農家を「自給農家」として記載。
(注2)：令和2年(2020年)の販売農家(計)については、販売農家(専業農家)と販売農家(第1種兼業農家)、販売農家(第2種兼業農家)の戸数の計。

資料：大阪狭山市統計書、農林業センサス

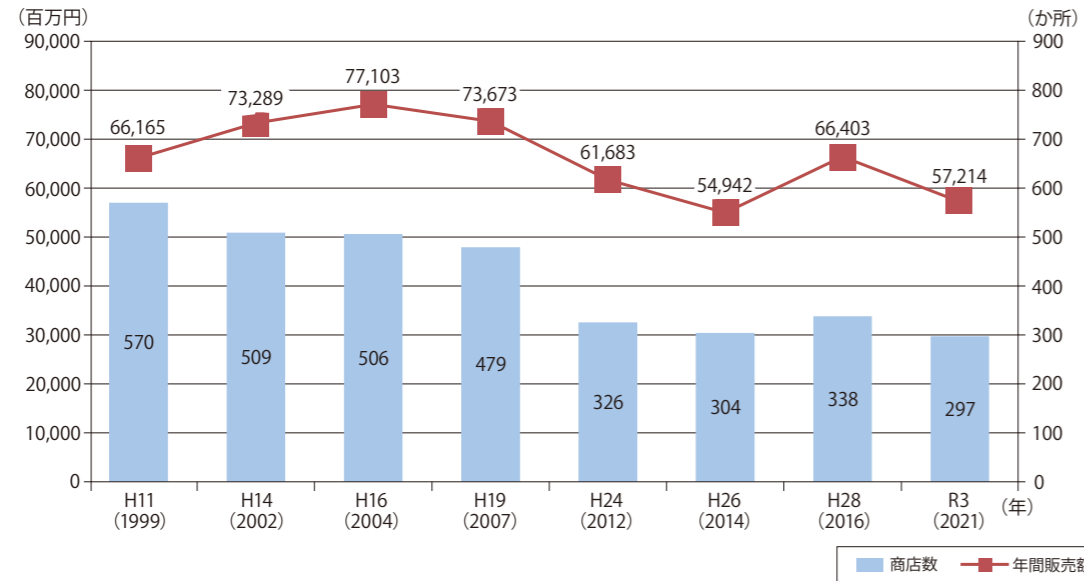
■経営耕地面積の状況



資料：農林業センサス

商業については、年間販売額は平成16年(2004年)をピークに減少し、平成28年(2016年)に増加に転じたものの、令和3年(2021年)に再び減少しています。商店数は平成11年(1999年)以降、ゆるやかな減少傾向にあり、平成24年(2012年)以降は小さな増減を繰り返しながら推移しています。

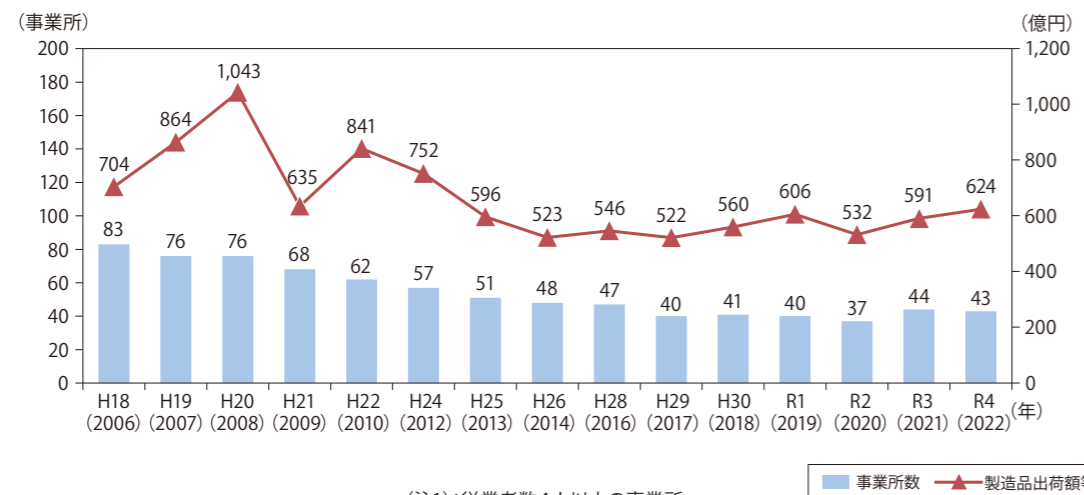
■商店数、年間販売額の状況



資料：大阪狭山市統計書、経済センサス活動調査(平成28年(2016年)、令和3年(2021年))

工業については、製造品出荷額等が平成22年(2010年)以降、減少傾向となっていました。平成25年(2013年)以降はほぼ横ばいとなっています。事業所数も平成18年(2006年)以降、平成26年(2014年)まで減少傾向にあり、それ以降は横ばいで推移しています。

■事業所、製造出荷額の状況



(注1)：従業者数4人以上の事業所
 (注2)：平成23年(2011年)、平成27年(2015年)は経済センサス活動調査の実施に伴い、工業統計調査が中止されたためグラフには値を表示していない。
 資料：大阪狭山市統計書、経済センサス活動調査(令和3年(2021年))、経済構造実態調査－製造業事業所調査(令和4年(2022年)、令和5年(2023年))

⑤土地利用

令和2年度(2020年度)の土地利用現況調査によると、市街地が653haと最も多く、次いで農地が226ha、水面は83haとなっています。山林はわずかに46haにすぎず、農地のみどりと水面がオープンスペースの役割を担っていることがわかります。

市内には狭山池を中心に西除川、東除川、三津屋川が四方に広がり、公園や緑道、あまの街道をはじめとする利用可能なみどりの空間が続いています。また、市内には大小さまざまなため池が点在しています。ため池は、泉州地域を含めた大阪府南部の地域的な特徴であり、中でも本市は、市域面積に占める水面面積の比率が特に高いことが特徴となっています。

本市は、市域全域が都市計画区域であり、そのおよそ6割が市街化区域^{*}、4割が市街化調整区域^{*}になっています。

市街化区域については、概ね既成市街地と市街化形成途上の市街地に二分されます。既成市街地には、面整備済市街地とそれ以外の旧集落や小規模な開発が連担して形成された市街地が存在します。市街化形成途上の市街地では旧集落に加え、農地等での開発による市街地が形成されつつあります。

市街化調整区域では、東野・大野地区等において集落地、農地、ため池、樹林が一体となった田園的な環境が形成されています。しかし近年では、農業経営環境の変化等に伴い、休耕地や耕作放棄地が増加する傾向にあります。

■土地利用現況(令和2年度)

土地利用分類		市街化区域		市街化調整区域		合計	
市街地	一般市街地	413	550	30	104	443	653
	集落地	79		48		127	
	商業業務地	33		12		45	
	官公署	8		0		8	
	工場地	17		14		30	
普通緑地	公園・緑地	12	120	3	188	16	308
	運動場・遊園地	2		9		11	
	学校	46		3		49	
	社寺敷地・公園庭園	1		0		1	
	墓地	5		1		5	
農地	田・休耕地	46	55	98	171	144	226
	畑	9		74		83	
山林		38		8		46	
原野・牧野		0		0		0	
水面		24		59		83	
低湿地・荒無地		13		32		45	
公共施設		13		23		37	
道路・鉄軌道敷		9		3		12	
その他空地		0		3		3	
合計		768		420		1,187	

(注)：土地利用現況調査による合計値は土地利用分類ごとの数値集計の関係上、都市計画決定による各面積と差が生じている。
 資料：令和2年(2020年)土地利用現況調査

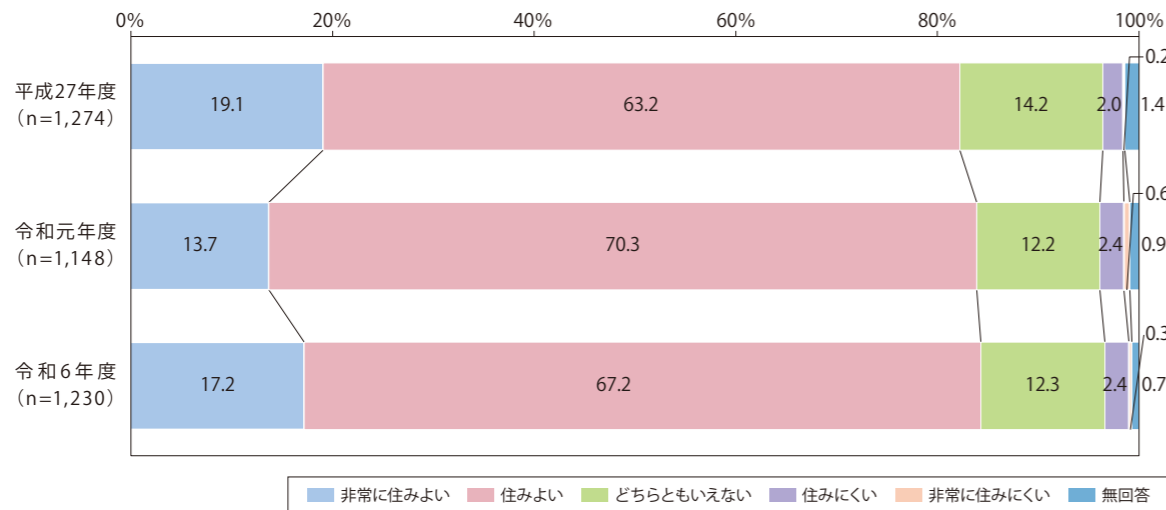
3 市民意識

(1) 市民意識調査

16歳以上を対象とした市民意識調査では、住みよという評価と定住意向は増加傾向にあります。

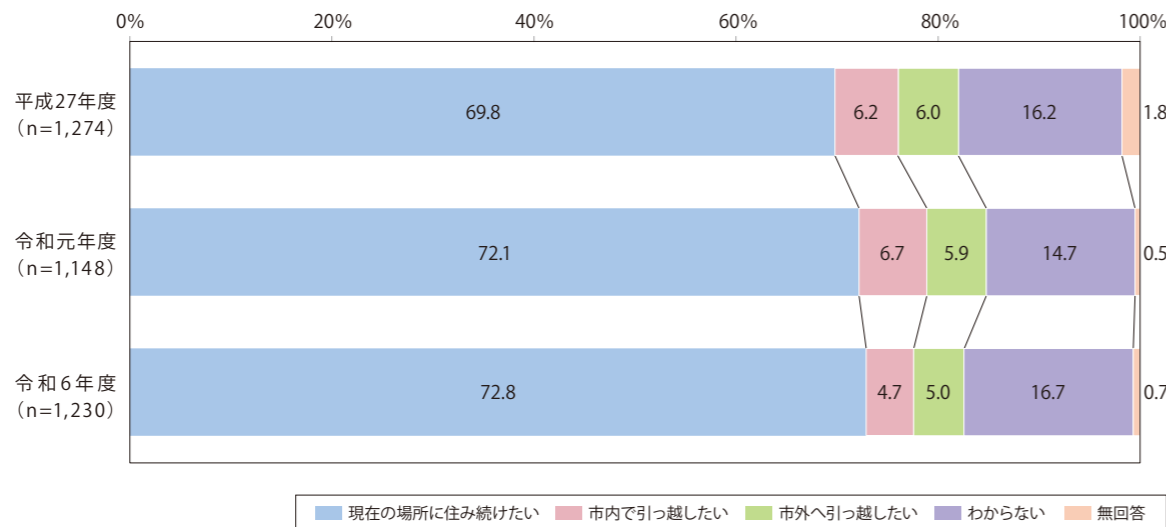
【住みよさの評価】

市民意識調査によれば、本市の住みよさに対する評価は高く、令和元年度(2019年度)、令和6年度(2024年度)調査を比較すると、「非常に住みよい」と「住みよい」の合計は増えており、特に「非常に住みよい」が大幅に増えています。



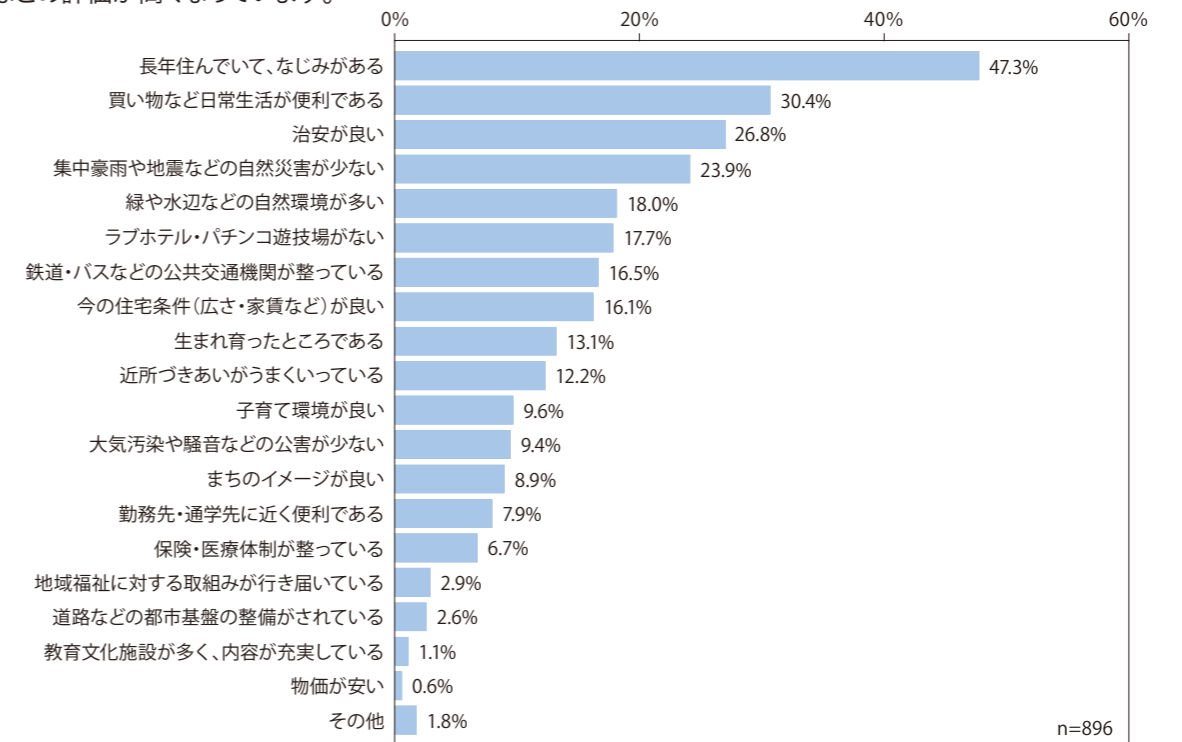
【定住意向】

また、「現在の場所に住みたい」とする定住意向も増えています。



【住み続けたい理由】(令和6年度実施)

住み続けたい理由としては、「長年住んでいて、なじみがある」が最も多く、次いで、「買い物など日常生活が便利である」、「治安が良い」、「集中豪雨や地震などの自然災害が少ない」、「緑や水辺などの自然環境が多い」などの評価が高くなっています。



(2) まちづくり市民会議(平成30年度実施)

第五次大阪狭山市総合計画「まちづくり市民会議」は、第五次大阪狭山市総合計画を策定するにあたり、市民協働・市民参画を基本とした取り組みを進めるため、まちづくりへの提言を行う目的で設置されました。

まちづくり市民会議では、大阪狭山市の魅力の洗い出しや、将来像のイメージや取り組みの検討のほか、地域(中学校区)ごとの現状(課題)の把握や将来像を検討するとともに、自分たちが地域で取り組みたいことについて議論しました。

【まちづくり市民会議メンバーで議論いただいた地域の将来像及び地域での取り組み】

中学校区	将来像	地域での取り組み
狭山中学校区	活気があり、安全・安心な、世代間交流がある住みたいまち!	高野線3駅周辺を元気にしよう! 歩行者にやさしい安全なまちにしよう! 団体間・世代間の交流を活発にして地域の担い手をつくろう!
南中学校区	若い力を呼び込むまち!	花いっぱい!安心の住環境づくり 挨拶・声かけ!地域の仲間の交流づくり 自然の魅力!歩いて楽しいまちづくり
第三中学校区	ほっこり校区!	歴史魅力UP再発見<西高野街道> 世代間交流<子育てが軸> 産直で交流<都市・農村>

(3) 次代を担う子どもたちや若者の意識把握(平成30年度実施)

次代を担う子どもたちや若者の意識把握のため、市内の小学生や中学生が対象のアンケート調査や、高校生ワークショップを実施しました。

第3章 まちづくりの課題

本市を取り巻く情勢、地域特性、市民意識などを踏まえた第五次総合計画におけるまちづくりの主な課題を整理すると以下のとおりです。

(1) 少子高齢化・人口減少社会への対応

全国的に少子高齢化の進展と人口減少が加速することにより、社会情勢が大きく変化することが見込まれます。特に、生産年齢人口の減少は、地域経済の減退だけではなく、教育環境、福祉環境、地域コミュニティなどの身近な生活環境まで、市民生活に大きな影響を及ぼす要因であるため、あらゆる施策分野において、人口減少を前提とした長期的な対策が必要です。

(2) ライフスタイルや価値観の多様化への対応

少子高齢化や人口減少による世帯構成の変化、情報化社会の進展によるライフスタイルや価値観が多様化する中で、地域や家庭における支え合いの基盤や、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まりつつあります。また、自治会等に参加しない、地域の行事に参加しないなど、地域活動が希薄となっています。より多くの人が地域に関心を持ち、人と人とのつながりをつくることができるよう、社会情勢の変化に対応した、地域のまちづくりやコミュニティのあり方等について検討する必要があります。

さらに、障がい者の社会参加や多様な性(LGBT[※])の尊重、外国人労働者の受け入れといった、人権や共生の課題にも注目が集まっています。本市においても、地域・家庭・職場などさまざまな場におけるつながりや交流を促進し、互いの個性や生き方を尊重し合える共生社会を構築する必要があります。

(3) 安全・安心社会への対応

多発する自然災害に対し、市民の防災・減災の知識及び意識を育み、地域における自助・共助の取組みを充実する必要があります。また、手口が巧妙化する特殊詐欺やサイバー犯罪のほか、近年では、高齢ドライバーによる交通事故なども頻繁に起こっていることから、大阪府や黒山警察などの関係機関と協力し、多面的な視点から、安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

さらに、新型コロナウイルスをはじめとする新たな感染症の脅威に備え、予防対策や拡大防止に向けた取組みを進めるとともに、新たな生活様式に対応した安全で安心なまちづくりを進める必要があります。

(4) 地球環境への対応

地球温暖化や大気・海洋汚染など、地球規模での環境問題が深刻化する中で、本市においても、再生可能エネルギー[※]の普及や省エネルギー活動の実践などの低炭素社会の実現が求められます。また、循環型社会への転換を図るため、環境保全に向けたごみの減量や再資源化など、地域から取り組んでいく必要があります。

(5) デジタル社会への対応

デジタル技術が新たな社会インフラとして市民生活に一層浸透し、経済や社会、暮らしの基盤となっていくなか、行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進が求められており、とりわけ、地方自治体においては、行政手続のオンライン化や公金収納のキャッシュレス化へのニーズが増大しています。また、国では、「全国どこでも誰でも便利で快適に暮らせる社会」をめざす「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組みを加速化・深化することとしています。このような状況を踏まえ、本市においても、誰もが便利で快適に暮らせる社会をめざし、デジタル技術を活用することにより、地域の社会課題の解決や魅力向上に向け、情報セキュリティや個人情報の保護に配慮した上で、さらなる取組みを進めていく必要があります。

(6) 持続可能なまちづくり

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された「持続可能な開発目標(SDGs[※])」は、社会・経済・環境面における「持続可能な開発」をめざす国際社会の目標であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会をめざす動きが世界の大きな潮流となりつつあります。本市においても、地域の活性化を図るため、創意工夫のある地方創生の取組みと重ねあわせながら、「持続可能」という世界の大きな潮流を視野に入れて、個性を活かした自律したまちづくりを進めていく必要があります。



第4章 まちづくりの基本方向

1 まちづくりの基本理念

本市では、これまでまちづくりの中心に「人」を位置づけ、一人ひとりが豊かな人間性をつちかい、互いの人権を尊重しあいながら、安心していきいきと生活できる、すべての人にやさしいまちづくりを基本理念として掲げてきました。

また、平成22年(2010年)4月に大阪狭山市自治基本条例を施行し、先人たちの英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大阪狭山市を次世代に引き継いでいくために、大阪狭山市にかかわるすべての人が、それぞれ市民自治の担い手であることを自覚し、誰もが主体的にまちづくりに参画し、協働する市民自治によるまちづくりを進めてきました。

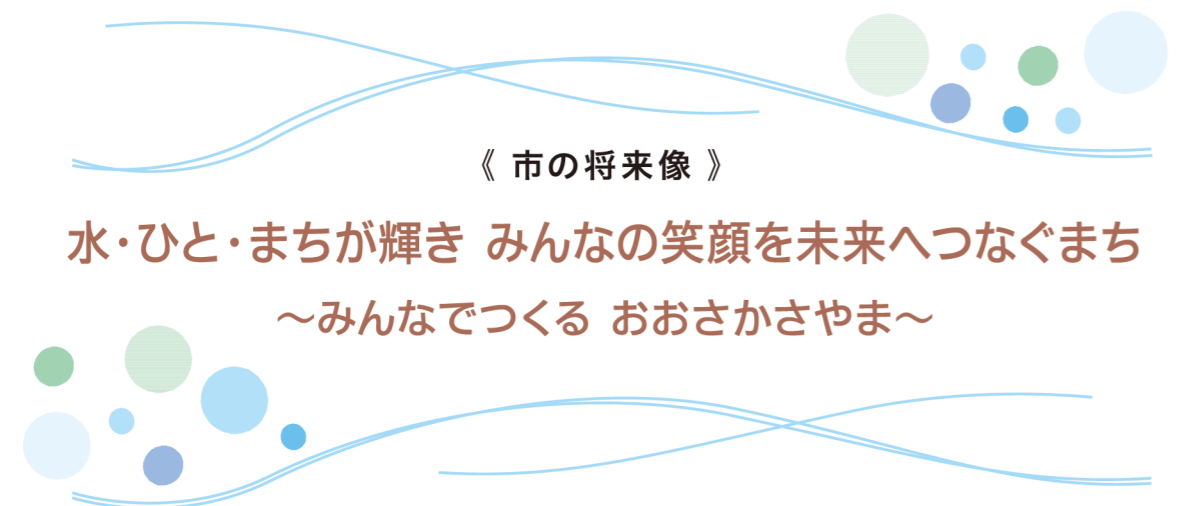
令和2年度(2020年度)を目標年次とする第四次総合計画では、市民の心のよりどころであり、本市のシンボルである狭山池の水がきらめくように人が輝き、人と自然との共生、さらには人と人との共生をめざしたまちづくりを進めていくこととしました。その上で、地域への愛着や誇りを醸成し、まちづくりの活動を次世代に継承していくために、「水きらめき 人が輝く 共生のまち 大阪狭山」を将来像として設定しました。

本計画では、こうした考え方を引き継ぐとともに、これまでのまちづくりの成果を踏まえ、人と人、人と地域がつながり、誰もが居場所や役割を持つことができるすべての人にやさしいまちづくりを基本理念として掲げます。

2 市の将来像

本市のシンボルである狭山池の「水」というキーワードを受け継ぎ、第四次総合計画の「水のきらめき」、「人の輝き」に加え、さらにその輝きがまち(地域)全体へと広がりを見せながら、子どもから高齢者まで、さまざまな世代がつながり、このまちで生活する喜びや楽しさを実感することで、すべての人の笑顔があふれ、その笑顔が未来へつながっていくまちをめざして、新たなまちの将来像を「水・ひと・まちが輝き みんなの笑顔未来へつなぐまち」と設定します。

「みんなでつくる おおさかさやま」を合言葉に、市民や行政だけでなく、事業者や大学など、市に関係する多様な主体が力をあわせてまちづくりを進めていきます。



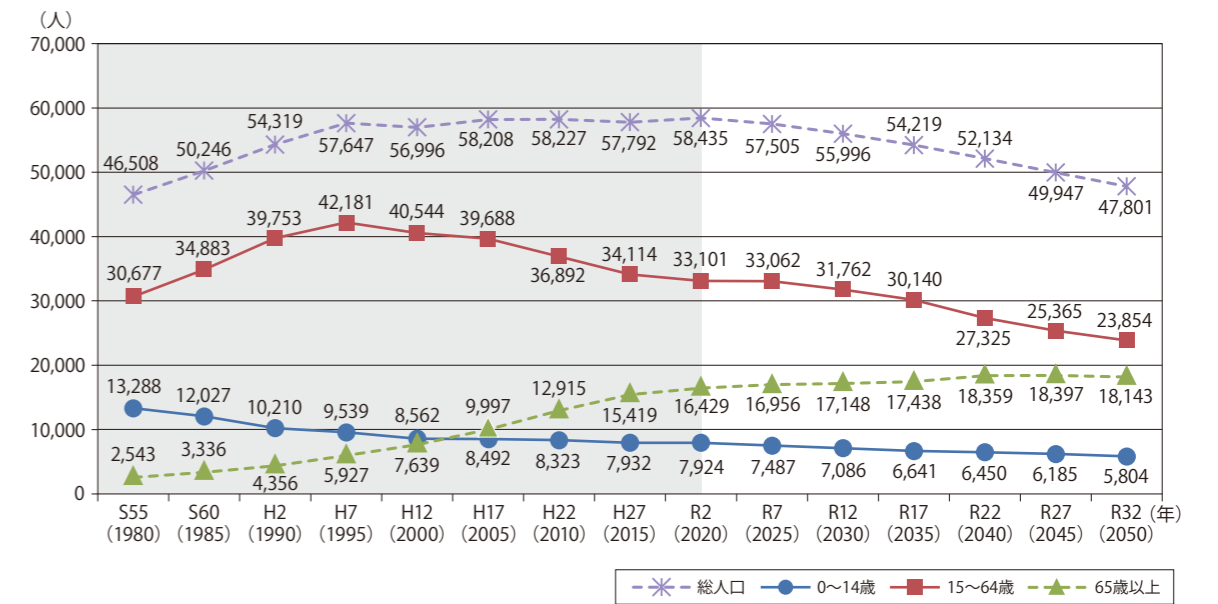
3 将来人口推計

(1)人口の推移

本市の総人口は、平成7年(1995年)頃からほぼ横ばいとなっており、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の『日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023年)推計)』では、令和32年(2050年)に47,801人まで減少、令和2年(2020年)からの人口減少率は18.2%となります。

生産年齢人口(15~64歳)は近年減少傾向にあります。また、平成17年(2005年)には老年人口(65歳以上)と年少人口(0~14歳)が逆転しました。今後、老年人口は増加を続ける見込みで、令和32年(2050年)には、市全体の約4割が65歳以上となり、1人の老年人口を生産年齢人口約1.31人で支えることとなります。

大阪狭山市の年齢3区分別人口の推移



資料：令和2年(2020年)までは国勢調査、令和7年(2025年)以降は、社人研「日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023年)推計)」

(1)都市構造

本市のシンボルである狭山池を中心に据え、幹線道路や鉄道などの交通の骨格と、河川や緑地など自然の骨格を軸に、都市の魅力を高める都市拠点を適地に配置することにより、まとまりのある都市構造の形成を図ります。

①都市拠点の設定

種類	内容
地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティセンター、金融機関、商業施設等が集積する地区を「地域拠点」として設定し、地域の生活利便性を高め、活性化を図ります。
福祉・文化拠点	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉センター、保健センター、公民館、図書館等が集積する地区を「福祉・文化拠点」として設定し、市民が利用しやすく集まりやすい環境づくりを進めます。
スポーツ・レクリエーション拠点	<ul style="list-style-type: none"> 総合体育館や野球場等のスポーツ施設が集積する地区を「スポーツ・レクリエーション拠点」として設定し、市民が利用しやすく憩える環境づくりを進めます。
にぎわい・レクリエーション拠点	<ul style="list-style-type: none"> 水とみどりのネットワーク上の拠点となり得るみどり空間として、市民ふれあいの里、青少年野外活動広場が集積する地区を「にぎわい・レクリエーション拠点」として設定し、市民が交流できる環境づくりを進めます。
にぎわい・健康拠点	<ul style="list-style-type: none"> 近畿大学病院等の移転によって生まれる跡地を含め、大野テニスコートや第三青少年運動広場が集積する地区を「にぎわい・健康拠点」として設定し、周辺の自然環境を活かし、市民の健康を支える環境づくりを進めます。

②都市軸の設定

種類	内容
交通軸	<p>[骨格道路]</p> <ul style="list-style-type: none"> 堺市、富田林市及び河内長野市等をつなぐ国道310号や府道森屋狭山線などの主要な幹線道路を「交通軸」として設定し、他市へのアクセスなど道路ネットワークを形成しています。また、市外への幹線道路の整備など他市へ容易にアクセスが行えるよう、都市計画道路大阪河内長野線や府道河内長野美原線など、広域的な道路ネットワークの形成を図るとともに、幹線道路の整備を推進し、道路沿道の利用など利便性を高める取組みを進めます。 <p>[鉄道]</p> <ul style="list-style-type: none"> 南海電鉄高野線は大阪市中心部や和歌山方面への通勤・通学等日常の主要な移動手段として利用されており、広域的なアクセスが容易に行えます。
水とみどりのネットワーク軸	<ul style="list-style-type: none"> 狭山池を中心に、西除川、東除川、三津屋川、あまの街道・公園・緑地、市民ふれあいの里などを一体的に連続したネットワークでつなぎ、歩行者の移動や利便性を高めるウォークアブル[※]な都市空間の形成を図ります。 また、それぞれの地域の特色を活かしながら、計画的かつ効果的な都市空間の形成を図ります。

(2)土地利用

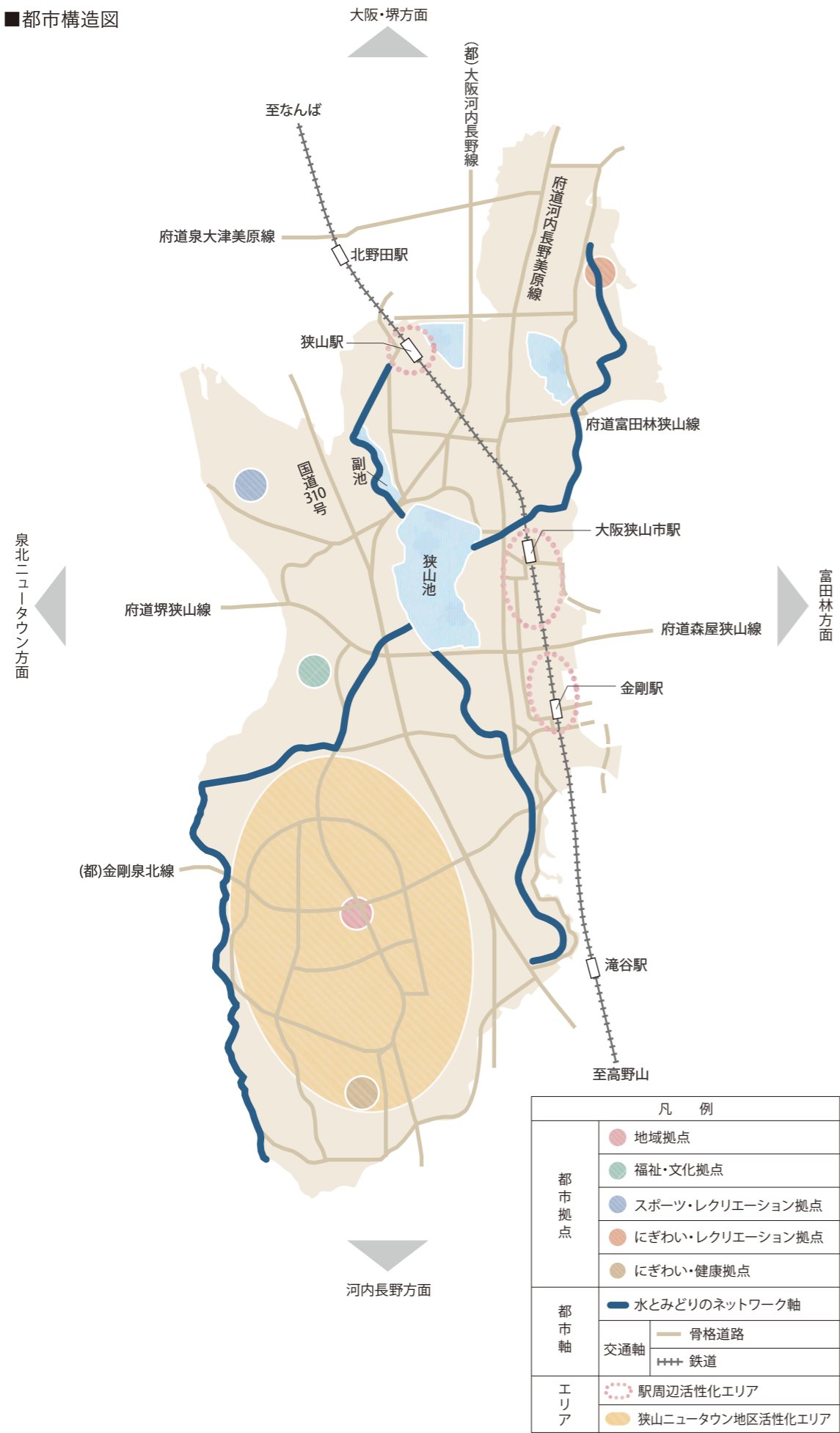
本市では、自然環境を保全しつつ、良好な住環境と都市的な魅力をあわせもったまちづくりをめざし、各地域の特性と課題に応じた地域を設定し、計画的な土地利用を進めてきました。第五次総合計画においても、現在の土地利用を継承しつつ、総合的な土地利用を図ります。また、新たに、第五次総合計画では、地域の活性化に取り組むエリアを設定し、都市としての魅力を高めるとともに、社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化に対応した規制緩和を検討するなど、柔軟かつ魅力ある土地利用を図ります。

■エリアの設定

種類	内容
駅周辺活性化エリア	<ul style="list-style-type: none"> 狭山駅、大阪狭山市駅及び金剛駅周辺を「駅周辺活性化エリア」として設定します。 狭山駅周辺は、地域のにぎわいや生活利便性を高めるなど、活性化を図ります。 大阪狭山市駅周辺は、市役所や文化会館等の公共施設が集積する地域として、人々が親しみ集える場となるよう、整備を進めるとともに、金剛駅周辺は、都市のにぎわいと魅力あふれる場となるよう、商業・サービス業の集積を図り、連続した市の中心市街地の形成を図ります。
狭山ニュータウン地区活性化エリア	<ul style="list-style-type: none"> 狭山ニュータウン及びその周辺を「狭山ニュータウン地区活性化エリア」として設定し、狭山ニュータウン地区活性化指針に基づいた取組みを進めます。また、市全体に比べ、高齢化率が高いことから、若年層の流入を促す視点で、住宅や土地の流動性を高める取組みを進めます。 近畿大学病院等の移転や帝塚山学院大学狭山キャンパスの泉ヶ丘キャンパスへの統合によって生まれる跡地やその周辺について、本市と地権者にとって望ましい土地利用をめざします。



■都市構造図



5 施策の大綱

本市の将来像の実現に向けて、5つのまちづくりの目標と、このまちづくりの目標を実現するための施策の推進を下支える横断的な目標をあわせ、6つの施策の大綱を定めます。

施策の推進に向けては、市政推進の両輪である市民と行政の役割として、市民参画(協働)の推進やコミュニティ活動の促進といった「市民とともに作る参画と協働のまちづくり」と、広報の充実、都市魅力の発信などの「情報共有と発信の充実」や、公共施設マネジメントの推進、人材の育成と活用、広域連携の推進などの「持続可能な行財政運営」を取組みとして掲げています。

《 市の将来像 》

水・ひと・まちが輝き みんなの笑顔未来へつなぐまち
～みんなでつくる おおさかさやま～

《 施策の大綱 》

- 1 子どもや若者の未来が輝くまちづくり
- 2 健康でいきいきと暮らせるまちづくり
- 3 自然と調和した活力のある快適なまちづくり
- 4 豊かな心と文化を育むまちづくり
- 5 安全で安心できるまちづくり

6 施策の推進に向けて

- 市民とともに作る参画と協働のまちづくり
- 情報共有と発信の充実
- 持続可能な行財政運営

1 子どもや若者の未来が輝くまちづくり

「こどもまんなか社会」の実現に向け、安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりに努め、切れ目なく支援するとともに、夢や希望を抱き、未来に向かって挑戦できる生きる力を育む教育の充実や、学校園・家庭・地域との連携による地域ぐるみの子育て・教育に取り組むことによって、次代を担う人材が育つまちをめざします。

また、悩みや不安を抱えた子どもや若者に寄り添い、健全な成長を地域で支えるまちをめざします。

2 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健、福祉、医療の連携を図るとともに、重層的支援体制^{*}のもと、誰もが支え合い、助け合う地域共生社会^{*}の実現に向け、総合的に施策を展開します。また、人々が互いを認め合い、つながり、支え合うことで、障がいの有無や年齢にかかわらず、すべての市民が、健康でいきいきと暮らせるまちをめざします。

3 自然と調和した活力のある快適なまちづくり

道路や公園、上下水道などの都市基盤の整備や維持管理、長寿命化を計画的に進め、快適で魅力ある住環境を形成するとともに、狭山池を中心とした水とみどりのネットワークの形成を図り、人と自然が共生するまちをめざします。また、市民や事業者と行政が協働し、環境負荷の低減に取り組み、低炭素社会・循環型社会の構築をめざします。

さらに、地域社会を支える産業の活性化を図り、活力とにぎわいのあるまちをめざします。

4 豊かな心と文化を育むまちづくり

心身の健康づくりや生涯を通して学べる環境づくりを進めるとともに、市民文化の振興や、歴史文化遺産の保存・活用を図ることで、誰もが心豊かに暮らせるまちをめざします。

また、一人ひとりの人権が尊重され、年齢や性別、障がいの有無、人種、民族などの違いにとらわれず、共に生きる平和なまちをめざします。

5 安全で安心できるまちづくり

防災、防犯、救急救命などの「公助」を充実するとともに、自分の命は自分で守る「自助」と地域で支え合う「共助」の精神を一人ひとりが持ち、さまざまな危機に対する知識と備えを身に付けるための支援を進めることにより、安全で安心に暮らせるまちをめざします。

6 施策の推進に向けて

自治基本条例に掲げる市民自治の基本原則である「人権の尊重」、「情報共有」、「市民参画」、「協働」に基づき、市政運営を進め、地域コミュニティの活性化に取り組みます。

また、持続可能な行財政運営を推進していくため、限られた経営資源を最大限に活用して、都市魅力の発信、広域連携の推進などの施策を推進します。さらに、さまざまな行政課題に的確に対応できるよう、組織機構の見直しと適正な定員管理に努めるとともに、人材の育成と活用を図ります。